

目 次

○第1号（1月24日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
町長挨拶	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第1号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事変更 請負契約の締結について	4
日程第 4 議案第2号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）	17
町長挨拶	19
閉 会	19

令和2年第1回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和2年1月24日（金曜日）

議事日程 第1号

令和2年1月24日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事変更請負契約の締結について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 4 議案第2号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は13名です。定数に達していますので、令和2年第1回吉岡町議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可いたします。
町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、臨時会が議員各位の出席のもと開会できますことに心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会では、駒寄小学校体育館新築工事変更請負契約の締結と令和元年度一般会計補正予算（第5号）の議案2件を上程させていただきました。ぜひとも議決いただきまして、早期の工事完成に努めたいと考えているところでございます。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議員皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程は配付の表のとおりでございます。

日程第3 議案第1号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事変更請負契約の締結について

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第1号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第1号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事変更請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、令和元年第3回臨時会において議決をいただきました請負契約について変更する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をいたします。

議案第1号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事変更請負契約の締結についてにつきましては、令和元年6月28日に入札会を実施した後、7月11日に、池下・飯塚 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事特定建設工事共同企業体と、5億2,668万円で請負契約を締結しております。

本事業は、平成30年度に設計業務を実施しており、当時、現地にはまだ旧体育館が建っていたため地質調査をすることができなかったことから、旧体育館の設計時及び中校舎設計時に実施していた地質調査結果を根拠として支持地盤の想定を行っておりましたが、旧体育館解体後に行った地質調査により当初想定していたよりも深いところに支持層があることが確認され、当初設計のままでは基礎ぐいが支持層に届かないことが判明したことから、実際の支持層まで到達することができる基礎ぐいの製作にかかる費用の増等が必要となりました。

このことにより、請負金額を当初の5億2,668万円から2,038万3,000円増額し、総額を5億4,706万3,000円とする変更請負契約を締結するに当たり、

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、事前に配付させていただいております資料1をごらんください。

本資料につきましては変更設計の概要となります。

今回、大幅な変更のあったくい地業工事につきましては、備考欄に変更内容が記載されておりますが、原設計で9メートルぐいの基礎ぐいが50カ所、10メートルぐいの基礎ぐいが2カ所であったものが、9メートルぐいが37カ所、13メートルぐいが4カ所、25メートルぐいが11カ所に変更となっております。

なお、本資料に記載してあります金額につきましては、請負金額以外の数字は内部資料であり、原則的に公表されない数字となっておりますので、この場での数字の読み上げは控えさせていただくことをご了承ください。

続きまして、議案書の2枚目、工事変更請負契約の仮契約書をごらんください。

こちらは、令和元年第4回定例会において関連議案を議決いただきましたことから、令和2年1月14日に締結した仮契約書になります。なお、裏面には7月に議決いただいた原契約の契約書を添付させていただきました。

変更請負仮契約書の内容は、今回ご審議いただく請負金額の変更のほか、3として工期について「令和元年7月11日から令和2年3月17日まで」だったものを「令和元年7月11日から令和2年6月10日まで」に変更することとしております。

これは、先ほど説明させていただいたとおり、基礎ぐいの設計変更等に関連する地質調査や施工方法の検討に想定外の時間がかかってしまったことにより、全体の工程におくれが生じていることから工期の変更を行うものとなります。

資料2をごらんください。

こちらは変更工程表となりまして、黒い線が原契約での工程、赤い線が変更後の工程となります。

1枚目の4、くい地業工事という部分をごらんください。こちらが今回のおくれの主な要因となったくい打ち関連の工事でありまして、このくい地業工事のおくれがその後の工程に影響を及ぼしたということになります。

なお、この工期の変更につきましては、変更請負仮契約書の3のただし書きに記載されているとおり、本日の議案第2号で繰越明許費の補正が議決された場合となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) まず指摘しておかなければならないのは、今回の契約変更は、およそ2,000万円の増額補正と、工期が3月17日が6月10日ですか、約3カ月延びる。この間の説明会のときにもお金はふえますよと、そして工期はと、こちらが質問しないとそちらは答えないということなんです。この間も私が工期はどうなんですかと言ったら、6月10日ですというふうに延びるといふ、そういう答え方なんですよね。

それと問題なのは、今示されたように、解体工事をしてみたら、くいが当初設計よりも支持層まで到達するには、抜いてみたら長い物が必要だということがわかったというので、くいを長いくいに変えると。そのことによってお金がふえますよということですよ。だけれども、この工事はもうしちゃったんですよ。議会議決というのは、請負契約というのは、する前に議会の議決を得なければならないんですよ。当然予算もそうです。予算もそうですし、もととなるものですから。そして、予算をそうやって確保しておいて、なおかつその上で請負契約をするわけです。この間の町長の全員協議会の挨拶の中でも、不手際があったとかという言い方で、そのものについてちゃんとした釈明はないんですよ。要するに、間違った契約をしたんだと、請負契約を。本来だって、今の示されたこの契約書を見ますと、令和2年1月14日に仮契約を行ったと。これは議会が通ったらこれが仮契約が本契約になると。今、説明がありました。くいがもう変わっちゃったんですね。本来はこの工事をする前に契約するんですよ。しちゃってから、後から契約をする。本当にそういうことがあるのか。

これまで、こういうことが常態化していると、本当にこの町はどうなっているのかというふうになって、まず財務課長にも質問しておきますけれども、吉岡町というのは、請負契約というのはこういうことをずっとやってきて、こういうことが常態化しているんですか。あなたはこういうことがあり得る話だと思いますか。私はこんなことがあったら、これ議会制民主主義なんていうのは全く成り立たないんですよ。こういうことがこの町はずっと常態化しているかどうかと、あったとすればどのくらいあったか。今回のこの契約について、責任ある、入札も行うところ、責任を持ってやるところですからね、そちら。

それから、せっかくそちらになかなか会計課長、会計管理者は、そこにいるだけで出番がないので、たまには質問しますけれども、今回のこういう契約があります。これは地方自治法第232条、支出の方法というのがあります。その中では、「会計管理者は」、あなたのことですね、「地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない」、勝手にはお金を出せませんよということですね。そしてその次に2があります。ここだけなんです。2の中では、「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出

負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」となっていますね。わかりますよね。今やっているこの契約というのは、もうしちやっただ契約なんです。普通、契約というものは、これからするんですよね、これからするもの、今度こういうものを買いたいんですけども、今市町村長、課長の決裁があって、物が入ってきて、そしてそれを確認してお金が支払われると。契約というのはそういうものですよ。ですから私はこれは、もう工事しちやっただですよ。しちやっただものに対して、これからするものであれば、した後にお金を出しますけれども、しちやっただものについてお金を出すということは、この支出負担行為の232条の4の中では、町長が出せと言ってもそれはできないですよという責任があります。これからそのことがはっきりするかとは思いますが、町長にも聞きますし教育委員会事務局長にも聞きます。この工事は、先ほど説明があったように、今見ると、建屋はもう建っています。くい工事は完全に終わっていますよね。でもこの契約は変えましたじゃないですよ。もう変えちゃった。普通、契約というのは、どこもそうですけれども、今までの一般競争入札も全てそうじゃないですか。契約をする前にどこかの業者が仕事をしちやいましたと、でもしちやっただから金をくれと、そんなことはないですよ。

ですから今回の、これまでの皆さんの言い方というのは、手続が不十分であったとかそういう言い方をしているんですけども、そうじゃなくて、私は会議録を、この間の全協の中の会議録も一応残してもらいまして見ましたけれども、皆さんの言い分というのは、肝心なところに対して、町長のほうも反省すべき点があったと捉えておりますと、こういう。じゃあ町長にもお伺いしますよ。反省すべき点があったと捉えております、じゃあこの反省すべき点というのは何だったのか、はっきりしてください。教育委員会事務局長のほうも似たようなことを言っているんですよ。どこに問題があって、これは大変重要な問題なんです。法律に違反している支出はできませんからね。系統的に追っていきましても、建屋の前に解体工事があって、解体工事が終わって、その時点でもう設計よりも長いくいがあったんだということになれば、もうその時点で契約の当初設計とは違った新たに設計をして、そして契約をしなきゃならないですよ。しかしそんなことはみんな無視しちゃって、そのまま契約しちやっただですよ。当然後になってから金が足りなくなることはわかっていたんですよ。にもかかわらずその契約をしちやっただですよ。その部分を曖昧にしておいて、とてもとてもこれは認められるものではありませんし、今の説明を、先ほどのこの提案説明を聞いていると、何も知らない人は、なるほどそういうことなのかなと思いますけれども、その中にとんでもない事実があるということは確かですよ。だから、皆さんが大変申しわけありませんでしたと言っていたところはどういうことで、何がどういうふうが悪かったのかというところの説明が全くないですよ。何もなかったとこ

ろに新たに物ができるようなそういう言い方です。

それぞれの皆さんに質問しましたがけれども、それぞれ、この本会議は質疑は3回と決められていますので、どうしてもこういうやりとりしているとできませんので、3回ですからね。今私がした質問につきまして、適切に答えてください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） まず、財務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） まず最初のご質問ですけれども、吉岡町ではこのような、予算がないのに契約をしてしまっているのか、それが常態化しているのかということでございますが、そのようなことは決してございません。ただ、今回の本議案に関しましては、さきの12月の議会におきまして増額の補正予算をご可決いただき、その予算の定めるところに従い今回の仮契約を締結し、上程させていただいているものと財務課としては認識しております。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 続きまして、会計課長、そして教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） 工事代金を支払うことについてですが、今回の議会において議案の議決を得たということが前提となりますが、その後、締結される本契約に基づき予算執行の第一段階であります支出負担行為がなされ、最終的に支出命令があった場合において支出負担行為が予算に計上されていること及び支出負担行為の債務の確定、すなわち本事業につきましては、完成検査に合格し、検査調書等関係書類が提出されていれば工事代金を支払うことは可能となります。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） まず、速やかに予算確保を行わなかったことについては、16日にもお話ししたとおり反省すべき点であったと考えております。

また、設計を変更するべきだったのではないかという部分につきましては、本事業については5月、先ほどお話をさせていただいたとおり、5月23日に告示を行った後、6月28日に一般競争入札を行いました。7月7日に仮契約を行って臨時会で本契約の議決をいただいたところではありますが、確かに6月の旧体育館の解体工事の中で想定よりも長い

くいが出てきておりましたが、その時点では今回の設計の中で52カ所を想定しておりました基礎ぐいのどこどこをどのように変更すればいいかという方針を決定できるような状況ではありませんでした。その後、支持層の状況を確認するために行った地質調査の結果が判明したのが7月22日でありまして、この時点で地中の状況が確認されたことから、くいの変更の設計を開始することとしたものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今回の変更については、自分も突発的であったと認識したわけでございますけれども、予算措置をした上で変更手続を進めるべきで、その案件であったということ、今、議員の指摘のとおり不適切であったということで反省しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 財務課長ね、言っておきますよ。契約というのは、今わかるように、去年の7月にも契約をして、ことしのまた1月14日ですか、令和2年1月14日ですね。これね、もう仕事をしちゃっているんですよ。変更契約をしてから仕事というのはするんじゃないんかい。仕事をしちゃってから、後で変更契約するんかい。誰が見たっておかしかんべ。おかしくねんかい。異常に思わない。さっきさらっと、あたかもそれが正しいようなことを言っているけれども本気かい。本気でそういうこと言ってるの。本気だったらここに俺いられなくなっちゃうと思うよ。それが本気だったら。そんなことがまかり通るんだったら。やっちゃってから後で契約変更するのでもいいんだったら。設計変更も後だよ。仕事をしちゃってから、くいを打っちゃってから、後から設計変更するんかい。契約変更するんかい。そんなことないでしょう。順番というのは、設計変更して、本来であれば変更契約協議書。相手方と協議をして、それでそのところで契約変更の手続をとって、予算措置をして、議会の議決、承認を得てでなければ物事は進まないんじゃないんですかと私言っているんですよ。そういう順序ではないんですか。順序だと思っただけでも違いますか。だから今言っているのは、だからそうじゃないんですよ。もう、今くいの話をしているけれども、もうくいの工事は終わっちゃって、もう上に建物が建っているんですよ。それで今、皆様の手元にも出ているか知らないけれども、くいはこういうふうに変わりますと、変更しますと。本来これは7月の時点で出されるものなんですよ。それが今まで引っ張られている。

会計課長ね、私さっき言いましたけれども、このように契約の手続におきまして、あそこの現場に行って見てもらえばわかりますけれども、もうしっちゃったんですよ。後から契

約すればいいやという話なんですよ。予算は当然予算です。でも、会計課のほうは予算もあれば契約もあるわけですよ。だからこの契約というのが法律に基づいて適正に行われたかどうかということが問題になってくるわけですよ。ここに問題がなければ会計課長は、それはお金が出せます。しかし、この契約に違反があれば、お金は出せないんですよ。ですから、232条の4項ではそのように決めているんです。法律の中でちゃんとそのことが、「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算」というのは、予算措置はしたと。でも法令というのは、契約というのはこれは法令ですから。契約は法令ですから、法令に基づいて適正に行っているかと。今やろうとしているのは、これは後追い議決なんですよ。やっちゃったけれども、後から認めてくれと。町が、だからこういうことが常態化しちゃうと、物はみんな買っちゃいましたと。何でも買っちゃいましたと。決裁前に買っちゃいましたと。これはうまくないと。じゃあ後から書類回そうと。それでもお金が出せるんかといったら、それは出せないんですよ。ちゃんとそれが、会計管理者はそれがちゃんと、わからなければそれはいいです。わからないけれどもそれは出しちゃったと。しかし、今議会でこういうことが指摘されて、こういうことが明らかになっているわけですから、それは出すわけにはいかないんだというのが、会計管理者の責任であります。

それと、教育委員会事務局長、私は事務局長の個人だけの問題というふうにはしたくはないと思っているんですけども、これはもしかしたら町そのものに問題があるかもしれませんけれども、契約については、入札については財務課が担当する。あと、普通であればもうちょっとと大きな市とかになると、ちゃんと会計検査課があつてそこでみんな、会計検査じゃない、入札検査課というのがあつて、そこでみんな全部チェックをして、それでそこがやりますけれども、前は小林課長がどういうポジションにいたか知りませんが、そういう意味では、もしかしたらこういう入札については、ずぶの素人とは言いませんけれども、素人かもしれません。そうするとこういう問題というのは起きてくるかもしれません。

しかし、今行われていることというのは、今後の課題は今後の課題として別の問題で、今行われているこの問題ですから、こういうことが本当に常態化していくと、議会は要らないんですよ。みんなやっちゃってから後で議会の承認を得ればいいと。これがね、まだ皆さんの気持ちの中には、地方自治法に違反しているんだという認識がないんですよ。認識がない。

このことについて再度お尋ねします。教育委員会事務局長、この入札、今回の請負契約、これは地方自治法違反だと、工事しちゃった後、契約をするということは、これは違反だというふうに認めますか。認めませんか。町長も認めますか。認めませんか。財務課長。

これは違反だと認めますか。認めませんか。まずそこを確認しましょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） それぞれの担当より、まず答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 国交省の設計変更のガイドラインには、設計変更に伴う契約変更の手続については、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものというふうに書いてあるんですが、ただ、軽微な設計変更に伴うものについては、工期の末に行うことをもって足りるとするというふうにあるため、今回はそれに基づく対応をする予定となっております。なお、軽微な設計変更というものについては、構造とか工法、位置、断面等の変更で重要なもの、また、新工法に係るものまたは単価もしくは一式工事の工事費の変更が予定されているもので、それぞれの変更見込み額の合計金額が請負金額の20%を超えるもの、その2つの条件を満たさないものが軽微な設計変更に当たるということになっておりますので、それに基づき手続をしたというふうに考えています。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 今回の案件につきましては12月議会から小池議員がおっしゃっていただき、町長も先ほど答弁させていただいたとおり、本来であれば工事などの変更に伴い増額となる金額が確定した時点で補正予算をお願いしなくてはいけないことだったと思います。それなのに予算措置がないまま工事を進めてしまったことに関しては、予算及び契約を所管している財務課といたしましても深く反省しているところであり、また、今後このようなことがないように、より指導を徹底し、努めてまいりたいと思っています。また、やはり一番問題なのは、予算がない中で進めてしまった、その点に関しましては、非常に全員協議会のときからも、執行側のほうも不適切な行為であったということは認識しているということで答弁させていただいていると思うんですけれども、この件に関しましては、非常にそのことに関しましては、法律上ちょっと不適切であったと認識しております。ただ、しかし、今回この体育館を完成させるに至っては、とにかく契約をして議決をいただかなければ先には進みません。それで、それにつきましては12月の議会におきまして議決をいただいたということで、今回仮契約をさせていただいて上程させていただいているという形になりますので、こちらにつきましては小池議員おっしゃるとおり、後追い議決という形にはなってしまう形ではありますけれども、今回この議案を上程させていただいているのも、12月議会において議決を、議員の皆様からご理解をいただいたとい

うことではありませんけれども、議決をいただいたという形の中で上程をさせていただいているという形なので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 小池議員のいろいろ、るるご指摘いただきましたけれども、それぞれ自分としても不適切であったと反省して、今後指導に努めていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど、事務を所管している教育委員会事務局のほうでは、財務課のほうではこれは不適切だと言っているけれども、そちらのほうでは国土交通省がどうだこうだとか、だから問題ないようなことを言っていました。全然反省ないですよ、教育委員会事務局はよ。全然感じない。というのはね、今回2つありまして、まず予算措置というのが一つと、予算措置ですね。予算措置がなければ契約もできませんから。予算措置したから、だからあとは契約は後追い議決でもいいんかと、そんな理屈もならないし、国土交通省が示しているものだって、その予算の中においての変更については、それはあるんですよ。それはやむを得ない、予算の中では。だから予算というのは、この請負契約ですよ、この中での変更はいいんですよ。そしてそれが認められます。しかし、予算をね、2,000万円も超えちゃった分がね。だって、あとは議会で否決されたら、それは払うところどこもないですよ。そんなのないんですよ。予算の中で、請負契約の中での軽微な変更というのは、それは当然認められていますよ。私が言っているのはそうじゃないんですよ。当初予算は予算ね。予算と契約書は全く別物ですから。予算を上回る契約はできないし、予算の範囲の中で契約をするんですけども、その契約のやり方について今こういうふうに、建設工事請負契約変更契約書が出てきました。これは契約をしたのは令和2年1月14日です。それで附属資料としてさまざまなこういうことを、本来はこれはやりますよなんです。くいがどうだとか、こうだとか。これはもうしちゃいましたんですよ。契約というのは、これからするものを契約というんじゃないですか。やっちゃったものを契約といいますか。だから臨時会を以前に開いて、もう5億何千万かで体育館をつくりたいと。だからこれを議会で承認してくれと。仮契約しましたと。議会の議決を得たからそれができました。体育館をつくっちゃいましたから、後で承認してくれというのはいないでしょう。ですから私は、ここなんです。こういうことからすれば、まだそこで強弁するんであれば、私はまた次の手段に出なきゃならない。次の手段にももう出ますよ、当然。

会計課長、これ今までの議論の中でわかったと思うんですけども、確かに支出負担行為の中で232条の4の中では、法律に基づいてですよ。だから、町長が支出命令を金出

せといったって、その支出が法律、条例に照らし合わせて適正に行われたかどうかという確認をするのが会計管理者です。だから、契約が調って予算が通って議会の議決が通ったから、そのとおり、はいお金を出しますというわけにはいかないんだと。私が指摘しているように、こういう契約の中で問題が起こっているんですよ。しちゃならないことをしちゃっているの。まさに後追い議決なんですよ。後追い議決の効果が無効か、これは議論の分かれるところで、裁判でもいろいろあります。さまざまなケースがありますから一概にこれだと言えないんです。認められたケースもあれば、認められないケースも判例であります。それでもまだ、出すと言うかどうか知りませんが、そういう、今、町長からも財務課長からも、いきなり言われたのでどういうことかわからなかったと思うんですけども、聞いているうちに大体話の中身というのはわかってきたと思います。それで最終的には会計管理者が支出をする。それはだから1項の中では町長は出せと言う。2項の中では、法律や条例に照らし合わせて、だめならそれは支払っちゃだめなんだというふうに決められています。これから判断するんでしょうけれども、今言ったように、もう明らかに手違いなんですよ。間違いなんです。順番を間違えている。こういうことが可能になってくると、この町は一体何をやっているんだと。何をやってもみんな金が出てくるんかということになりますから。

財務課長、先ほど、これまでそういうのはなかったと言うけれども、それ本当に調べてみましたか。でもやってきた中でないというならないんでしょうけれども。今回は特例中の特例だったと。しかし好ましくない。そこに座っている立場からして、違法だというのはなかなか、これを通してやろうというんですから大変厳しいものがあるでしょうけれども。

私もいろいろこういう件についていろいろ調べてみましたら、結構いろんな市町村でそういう例がありました。というのは、違うというのは、そういうところというのは、ほとんどがみんな非を認めているんですよ、どこにどういう非があったと、瑕疵があったと。でも吉岡町の場合には、そのところを認めないところからスタートなんですよ。これは何とかごり押せば何とかなるんじゃないかというところをやっていますから、そういう皆さんのつもりでやるのであれば、私は対抗手段をとりますけれども。それぞれもう動き出したものだからとめるわけにはいかないと。財務課長のほうも完成させなきゃと。でも、これをほっておくと大きな間違いを起こすというのは。今回のこの入札は指名競争入札でした。いわゆる競争入札、入札の原理を全く否定することになっちゃうんですよ、入札を。入札というのは、町が示したその中でやりますよというのが入札ですから。だからこれだけこうなったから、皆さんが議会の承認も得ないうちに、ふえた分はいいですよ、町が何とかしますからと言っちゃっているからこういうことが起きるんですよ。本来であれば、

契約のこの金額の中でやってくれというのが皆さんの仕事なんですよ。契約だから。後からどんどんふやせる契約だったら、とりあえずとっておいて後からどんどんふやしてもらうべやということが前提になってくるんですよ。こんなことがあっていいかどうかということなんですよ。契約は契約なんですよ。新たに町のほうからこういうものが出たといったら、それはまた新たに予算措置をして、新規に契約をして、それもそのときは額によって随意契約にするか、それとも競争入札にするかはまた別な問題として、そういう手続を踏んで増額させていくんですよ。その作業をしないで、工事をそのままさせちゃって、それでお金は何とかするよと。逆に言うとね、私なんかは聞いていて、議会なんかは大したことないんだから、俺たちが言えば、やつらはわかりゃしないんだから、2,000万円足りないから何とかふやしてくれ、くいはこうなると、私たちが言えば議会の連中はみんなすぐ賛成するんだからというふうにいるとしか、私はとれない。だって、この前のふえたときだって、そんなに問題なく賛成、賛成と言っているんだから。それは違うんじゃないかと。どこかでしっかりと、この前も議長が言いましたように二元代表制だと。執行権は皆さんが持っています。議決権はこちらにあります。それがいいか、悪いかは、判断して、だめなら否決。否決されれば、だって相手方はその範囲の中で仕事をするよりしようがないんですよ、受けたんですから。

それと、わざわざ、私は専門家に聞いたんですけども、パイルだって、抜いたくいだって、古い支持層のくいがあつたと、抜くだけじゃないんだと。それを抜いたことによって中がぐずぐずになっちゃうんだから、今はそれをとっておいて新たにまた補強をするというやり方もあるんだと。そうすれば金はもっと安くできるんですよ。支持層まで通っているくいをまた引っこ抜いちゃえば、中がぐずぐずになっちゃうだけで、よくはないんだという話も聞いていますよ。

そういうことも含めて、どんな方法でやったかは知りませんが、何といいまして今回も今回の支出は私は問題があると思っております。これはやはり、こんなことがまかり通ると議会の存在そのものが成り立ちませんから、ぜひとも皆さんの判断の中で、当初の請負金額の中で、最後ですから、この額の中で工事をやらしてもらおうじゃないかという考えはなかったのかということの確認です。しつこいようですけども、私がる申し上げましたけれども、教育委員会事務局長も先ほどは強がりばかり言っていて、余り反省という感じは聞こえないで、国土交通省からもこういう指示が出ているのでだからこれでいいんだというように私は聞こえています。本当にそんなことでもいいのかどうかということ再度確認をいたします。その2点です。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 選択肢は現状で進めさせていただいたということでご理解いただきたい
と思います。そして、駒寄小学校に通う子供らにとって不可欠の施設でございます。今後
しっかり反省し指導していきたいと思っております。ぜひとも可決いただき、早期完成に
向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 議員がおっしゃいました反省していないということは絶対あり
ません。一番最初の質問があったときにも私のほうでも、ちょっと私が、再度確認させて
いただきますけれども、速やかに予算確保を行えなかったことに対しましては反省すべき
であったというふうに捉えております。大変申しわけないことになったと思っております。
そういう形で、ただ、子供たちが早く使えるようにするために、そういった判断になって
しまったことに対して、非常に申しわけなく思っているところでございます。

以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規
定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議ありの声がありましたので、起立によって採決します。

委員会付託を省略することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

小池議員。反対討論から。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） もちろんです。

ただいま上程をされております議案第1号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新
築工事変更請負契約の締結について、反対の立場で討論を行います。

先ほど質疑の中でも行いましたけれども、今回のこの契約につきましても、まさに後追
い議決であります。これは地方自治法に違反をしております。入札につきましても、これ

から行われるものの契約をするわけであります。しかし今回のものは、もうくい工事は完全に終わって、その上に建物ができております。そして中身は、今回のこの請負契約の大部分、大きな部分というのはくい工事であります。くい工事はもう完全に完了しております。もう建屋が建っているわけですから。このことを増額をするという増額請負契約であります。確かに予算措置はしましたけれども、こんなことが可能であれば、私は本当に議会の存在というのはなくなると思います。そしてまたこれが、私は、懸念されているのは、地方自治法232条の4項の中では、支出負担行為の中で、支出負担行為の場合には町長からの命令があったとしても、その支出が法律、条例に基づいて適正であるかどうかということを確認し、それが違法であれば支出はしてはならないというふうにもなっております。しかしまた、断言はできませんけれども、トップに言われると、会計というものは独立しているんですけども、その独立もまだこの町ではよちよち歩きかなというような感があります。皆さんが早くできてほしいという、その気持ちはわかります。そして、けれども、今回やろうと思えば、もっと早い時点で変更契約もできました。順を追っていけば、まずは解体工事があるって、解体工事の中でくいが長いというのがわかったわけですから。契約というのはその後に行われたんですよ。だからこれが、長いくいがあった、じゃあ次の今回の工事は支持層まで届かないということが明らかですから、この時点で変更設計を行って、そして変更契約を行えば、何ら問題もないことなんですよ。そのことをみんな無視しちゃって、工事しちゃってから後で予算をふやせばよかんべという考えで行われたんですよ。私はこのことがまた議会で追認されちゃうんじゃないかなと思ったら、また案の定、予算でも追認をされました。またこの中で、この請負契約、違法性のあるこの契約についても追認されていくんではないかという危惧をしているところであります。確かに当初の予定では、3月15日までで今年度の卒業生、入学式に間に合わせるためという大義があったので、皆さん多少目をつぶっている部分がありました。しかし、完全にこれが3カ月もおくれるということが、もう確定をしました。全て大義はもう皆飛んでしまいました。そういう中で、無理に無理を重ねて本当にいいのだろうか、どうだろうか。私はこの契約、皆さんがここで立ちどまって自分たちの立ち位置をしっかりと考えて、二度とこういうことを起こさせない、そのためには私たちは今どういう態度をとるべきかというのが、問われているわけであります。私はこれがこういうことでまた通っていくというようなことであれば、私は住民監査請求を提出するという考えを持っております。その中で今回のこの違法性を突いていきたいと思っております。

この吉岡町の議会が議会として健全に機能することを切に願い、私の討論といたします。

議長（山畑祐男君） 賛成討論はありますか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番(岩崎信幸君) 11番岩崎です。議案第1号 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事変更請負契約の締結について、賛成の立場から討論をいたします。

この案件に関しましては、手続の不適切があり、まことに遺憾であります。しかし、この契約の締結がもしも否決されるような事態となりましたらば、学校教育の根幹にかかわる重大な問題が生じるわけであります。手続の不備や工期のおくれはありますが、やはり学校教育の現場で児童生徒の発育を妨げるおくれは許されません。町長も今回の件では陳謝しております。工事関係者におきましても、全身全霊をささげ、速急に完成させる努力を求めるものであります。そして、完成いたしましたならば、小学校での教科カリキュラムを日程どおり速やかに進行しなければなりません。学校教育のもとで、児童生徒は日一日と成長していくものであります。停滞は決して許されるものではありません。

駒寄小学校の児童のためにも議員皆様のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長(山畑祐男君) ほかに反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 賛成討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第1号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事変更請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(山畑祐男君) 起立多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)

議長(山畑祐男君) 日程第4、議案第2号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長(柴崎徳一郎君) 議案第2号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、駒寄小学校体育館改築事業につきまして、予算の繰越明許をお願いするものであります。

詳細につきましては、財務課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第2号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）の議案書1ページをごらんください。

第1条の繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表・繰越明許費」によるということで、裏面2ページをごらんください。

駒小体育館改築事業の工事や監理業務委託などに要する経費で、4億6,682万8,000円となります。くい基礎の設計の見直しや製作などに時間を要し、年度内での完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第2号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和2年第1回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了しました。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 閉会の前に、町長の発言の申し入れを許可いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 第1回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議案2件を上程させていただき、可決いただきまして、大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。議決いただきました駒寄小学校体育館新築工事につきましては、町の次世代を担う子供たちにとって不可欠の施設です。一日も早い完成を目指して工事を進めるよう努力していきたいと考えております。

また、インフルエンザの流行が伝えられているところです。この冬も暖冬ではありますが、寒暖の差の大きい日が続いております。議員皆様には十分ご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。

閉会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和2年第1回吉岡町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 小 林 静 弥

吉岡町議会議員 富 岡 栄 一